名糖産業株式会社定款

第　１　章　　総　　則

（商号）

第　１　条　当会社は、名糖産業株式会社と称する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．医薬品、医薬部外品、医療用具、動物用医薬品、化粧品、その他化成品の製造および販売

２．菓子、飲料、調味食品、食品添加物、その他食品の製造および販売

３．ゴルフ場の建設・経営

４．不動産の賃貸

５．前各号に関連および附随する一切の事業

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を名古屋市に置き、支店の所在地は取締役会で定める。

（機関）

第　４　条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査等委員会

(3)　会計監査人

（公告方法）

第　５　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　当会社の発行可能株式総数は、５，０００万株とする。

（単元株式数）

第　７　条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　８　条　当会社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4)　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第　９　条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、譲渡すべき株式を保有していないときは、この限りでない。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）は、１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第３２９条第３項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の３分の２以上が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２５条　取締役会は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第２７条　取締役の報酬および賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、業務執行取締役以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第　５　章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第２９条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３１条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規則）

第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第　６　章　　計　　算

（事業年度）

第３３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３４条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金配当の基準日）

第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第 1 条　当会社は、第７６期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。